

令和8年第1回区議会定例会追加提出予定議案

第1 条例

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アの法律により子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、子ども・子育て支援納付金に係る保険料を賦課する。

イ 保険料率及び賦課限度額の改定等

下表のとおり、令和8年度の保険料率及び賦課割合を定め、下記(3)イの政令が施行されることに伴い、賦課限度額を改める。

区分	所得割	均等割	賦課割合 所得割：均等割	賦課限度額
基礎分	100分の7.71 → <u>100分の7.51</u>	47,300円 → <u>47,600円</u>	64：36	660,000円 → <u>670,000円</u>
後期高齢者 支援金分	100分の2.69 → <u>100分の2.80</u>	16,800円 → <u>17,600円</u>	64：36	260,000円 (変更なし)
介護納付金分	100分の2.19 → <u>100分の2.35</u>	16,600円 → <u>17,800円</u>	62：38	170,000円 (変更なし)
子ども・子育て 支援金分 (新設)	<u>100分の0.27</u>	被保険者均等割 <u>1,800円</u>	<u>64：36</u>	<u>30,000円</u>
	—	18歳以上被保険者均 等割 <u>73円</u>	—	

ウ 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ

下記(3)イの政令が施行されることに伴い、均等割の軽減対象となる世帯の判定所得の金額を引き上げる。

エ 子ども・子育て支援金分についても他の区分と同様に、低所得者及び未就学児に係る均等割の保険料軽減並びに出産被保険者に係る保険料軽減の対象とする。

オ 18歳に達する日以後最初の3月31日までにある被保険者については、子ども・子育て支援金分の均等割額の全額を減額する。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

(3) 参考

ア 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

公布 令和6年6月12日 施行 令和8年4月1日

イ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）

公布 令和8年1月15日 施行 令和8年4月1日

2 目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アの政令が施行されることに伴い、介護保険料所得段階のうち、老齢基礎年金の満額支給額相当として年金収入等の基準額を設定している第1、第2、第4、第5の各段階について、当該年金収入等の基準額（次表の下線部分）を次のとおり引き上げる。

809,000円 → **826,500円**

(現行)

第1号被保険者の区分		保険料率 〈年額〉 ()内は 減額賦課額
所得 段階	所得等の状況	
1	ア 生活保護受給者 イ 世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者 ウ 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+その他の合計所得金額が <u>809,000円</u> 以下の者	33,852円 (21,204円)
2	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が <u>809,000円</u> を超え1,200,000円以下の者	40,920円 (26,040円)
3	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が1,200,000円を超える者	48,732円 (48,360円)
4	本人が住民税非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が <u>809,000円</u> 以下の者	63,240円
5	本人が住民税非課税で、第1～4所得段階以外の者（世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が <u>809,000円</u> を超える者）	74,400円
6～18	省 略	

イ 令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられたことにより、第9期介護保険事業計画期間中の3年目の保険料収入が減となる影響を遮断するため、下記(3)イの政令の内容に従い、令和8年度分保険料率に限り、令和7年度税制改正後の規定に基づき算定された合計所得金額を当該改正前の規定に基づき算定した額に変換する措置を講ずる。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

(3) 参考

ア 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第394号）

公布 令和7年11月27日 施行 令和8年4月1日

イ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）

公布 令和7年12月17日 施行 令和8年4月1日